

1 IV. SRM及び食肉処理

2 1. 牛について

3 (1) SRM除去

4 ①SRM除去の実施方法等

5 英国におけるOIEのリスクステータスは、2017年5月末のOIE総会  
6 で変更され、スコットランド及び北アイルランドは無視できるリスクの  
7 地域に認定された。それに伴い、EUの定めるリスクステータスも同様に  
8 修正された。一方、イングランド及びウェールズは引き続き管理された  
9 リスクの地域とされている。したがって、2017年9月末現在、牛のSRM  
10 の範囲は、スコットランド及び北アイルランドでは、12か月齢超の頭蓋  
11 (下顎を除き脳及び眼を含む。)及び脊髄、イングランド及びウェールズ  
12 には、これに加え、30か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘  
13 突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む)  
14 及び全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜が引き続き  
15 SRMとされている(参照11,12,17,19)。

16 脊髄は、背割り後に専用のナイフ又は吸引装置で除去される。背割り  
17 鋸及び吸引装置は1頭ごとに洗浄される。枝肉は、背割り直後に流水で  
18 洗浄されている。

19 SRMが適切に除去されていることは、1頭ごとに英国食品基準庁(Food  
20 Standards Agency: FSA)の獣医官により確認される(参照17,19)。除去  
21 されたSRMは青色に染色され、専用の容器で廃棄される(参照17,19)。  
22 その後、EU規則に基づき、許可された処理施設においてEU規則に基づ  
23 き、133℃3気圧20分でレンダリング処理された後、焼却又は燃料とし  
24 て利用される(参照9,11,22)。

25  
26 ②SSOP及びHACCPに基づく管理

27 全てのと畜場及び食肉処理施設において Required Method of  
28 Operations (RMOP) と称する衛生標準作業手順(SSOP)及び危害分  
29 析重要管理点(HACCP)が導入されている(参照17)。各施設のSSOP  
30 及びHACCPに基づく手順や衛生管理についての監査は獣医官によって  
31 行われる(参照17)。

32  
33 (2) と畜処理の各プロセス

34 ①と畜前検査及びと畜場におけるBSE検査

35 と畜場に搬入される全ての牛が、獣医官による目視のと畜前検査の対  
36 象とされ、神経過敏などのBSEを疑われる臨床症状が確認された牛は、  
37 月齢に関係なくBSE検査が実施される。また、と畜前検査において機能  
38 障害等が確認された48か月齢超の牛については、BSE検査が実施され  
39 る(参照11,15,17,21)。

40 と畜場における健康と畜牛のBSE検査は、2013年3月から廃止され

1 た(参照 9, 17)。ただし、ブルガリア、ルーマニア及び EU 規則で定める  
2 第三国からの輸入牛については、30 か月齢超の健康と畜牛の BSE 検査  
3 を引き続き実施することとされている。なお、2005 年 10 月より 1996 年  
4 8 月以前生まれの牛の食用と畜は禁止されている(参照 17)。

5  
6 **②スタンニング及びピッシング**

7 牛の頭蓋内に圧縮空気が入るタイプのスタンニング方法は禁止されて  
8 いる。また、ピッシングは禁止されている(参照 17)。

9  
10 **(3) その他**

11 **①機械的回収肉 (MRM)**

12 EU 規則及び国内法に基づき、牛を原料とした MRM の製造は禁止され  
13 ている(参照 17, 20, 23)。

14  
15 **②トレーサビリティ**

16 と畜場における牛の月齢確認には、個体識別のための耳標が使用され  
17 ている。個体の識別が明らかでない場合は、と畜は許可されない(参照 17)。  
18 2007 年から全ての牛への耳標の装着と個体データの登録制度が導入され  
19 (参照 17)、出生、移動、と畜、死亡等の記録が義務付けられている。全  
20 全ての牛は、生後 20 日以内に、個体識別番号の付された耳標を 2 つ装着さ  
21 れることになっている。これらの情報は、グレートブリテンでは農村歳  
22 出庁(Rural Payment Agency: RPA)が所管する Central Tracing System  
23 (CTS)のデータベース、北アイルランドでは農業・環境・農村庁  
24 (Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs :  
25 DAERA) が所管する (Animal and Public Health Information System :  
26 APHIS)のデータベースに登録されている(参照 11, 13, 15)。

27  
28 **③と畜場及びと畜頭数**

29 英国の牛のと畜場は、2017 年 10 月現在のデータでは 234 施設である  
30 (参照 24)。牛の年間と畜頭数は、2016 年のデータでは約 278 万頭である。  
31 なお、牛の飼養頭数は、2016 年のデータでは約 980 万頭である(参照 20,  
32 24)。

1 2. めん羊及び山羊について

2 英国では、と畜されるめん羊及び山羊について、獣医官によってと畜前検  
3 査が実施されている。と畜前検査に合格していないめん羊又は山羊に由来す  
4 る製品の流通は禁止されている（参照 12, 20）。

5 英国のめん山羊のと畜場は、2017年10月現在のデータでは約221施設で  
6 ある（参照 24）。全てのと畜場及び食肉処理施設において、SSOP 及び HACCP  
7 に基づく管理が実施されている（参照 17, 20, 24）。

8 と畜場におけるサーベイランスは、2008年から原則18か月齢超のめん羊1  
9 万頭を対象として実施されている<sup>1</sup>（参照 11, 14）。

10 めん羊については、と畜頭数が約1455.6万頭、飼養頭数が約2381.9万頭  
11 （2016年の実績）、山羊については、飼養頭数が約9.8万頭（2012年の実績）  
12 である（参照 11, 20, 24）。なお、山羊は一般的に乳産用として飼養されてお  
13 り、と畜されないため、と畜頭数は計上されていない（参照 20）。

14 英国はEU規則に基づき、めん羊及び山羊の全月齢の脾臓及び回腸、12か  
15 月齢超又は永久切歯が萌出している動物の頭蓋（脳及び眼を含む。）、扁桃  
16 及び脊髄をSRMとして規定している（参照 11, 17）。と畜場においては、月齢  
17 確認として歯列を確認することになっている（参照 17）。

---

<sup>1</sup> ただし、人の消費のためにと畜される動物を対象とした検査のうち、5,000頭分は18か月齢超の死亡畜の検査を以て代えても構わないとされている。

1 牛におけるSRM及び食肉処理のまとめ

国名		英国
と畜場での検査 ピッシング スタンニング	と畜場での検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官が目視でと畜前検査を実施</li> <li>・と畜前検査において、神経過敏等のBSE様の臨床症状を示した牛は、月齢に関わらずBSE検査を実施</li> <li>・健康と畜牛のBSE検査は、従前、72か月齢以上を対象として実施されていたが、2013年3月からは英国産及びEU域内の国（ブルガリア、ルーマニアを除く）から輸入された健康と畜牛については、BSE検査を廃止</li> <li>・ブルガリア、ルーマニア及びEU規則で定める第三国から輸入された健康と畜牛については、30か月齢以上を対象にBSE検査を実施</li> </ul>
	圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング	禁止
	ピッシング	禁止
SRM除去の実施状況等	SRMの定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イングランド及びウェールズ（管理されたリスクの地域）：30か月齢超の脊柱（尾椎・頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む）及び全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜</li> <li>・北アイルランド及びスコットランド（無視できるリスクの地域）：12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄</li> </ul>
	SRMの除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SRM除去は獣医官又は訓練を受けた食肉検査官により確認</li> <li>・除去されたSRMは、専用の容器に廃棄され、レンダリング処理された後に焼却または燃料として利用</li> </ul>
	実施方法等	背割り鋸は一頭毎に洗浄
		脊髄は、枝肉の背割り後にナイフ又は吸引装置等により除去
	脊髄の除去は、獣医官により確認	
	全てのと畜場及び食肉処理施設においてSSOP及びHACCPが導入	
MRM	製造禁止	

2